

議第3号議案

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年3月9日

提出者

東大和市議会議員 尾崎 利一

〃 森田 真一

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例  
東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年3月25日条例第  
24号）の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の欄中「家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額大  
1組(10枚入り)につき800円」を「家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に  
定める額大1組(10枚入り)につき640円」に、同「中1組(10枚入り)につき4  
00円」を「中1組(10枚入り)につき320円」に、同「小1組(10枚入り)につ  
き200円」を「小1組(10枚入り)につき160円」に、同「特小1組(10枚入  
り)につき100円」を「特小1組(10枚入り)につき80円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条  
例（以下、「新条例」という。）別表1の規定による手数料（指定収集袋で排出  
するものに限る。）の徴収、指定収集袋の交付その他の新条例を施行するため  
に必要な準備行為は、令和2年10月1日前に行うことができる。